

平成14年9月18日

新しい司法修習の内容等について

最高裁判所

第1 はじめに

裁判所は、当検討会（第7回）において、法科大学院の下における新しい司法修習について、基本的な考え方を述べたところである。その後、当検討会において、司法修習の期間について、「全体としての法曹養成期間の長期化、法科大学院における実務教育や法曹資格取得後の継続教育との役割分担等を考慮し、現在1年6か月間とされている司法修習の期間を1年程度に短縮する方向で、関係機関において具体的内容を検討する。」との方向性が示された。裁判所は、先に述べた考え方に立ち、かつ、ここで示された方向性に基づき、平成18年に予定される新司法試験合格者の受入れに向けて、司法修習の具体的な内容についての検討を進めているところである。

もっとも、新たな法曹養成制度の全般にわたって、現在、制度設計の検討が進行中であって、なお流動的な要素が多いため、司法修習の具体的な内容の詳細については、これら司法修習に先行する教育過程の具体的な内容、とりわけ、法科大学院における教育内容等を踏まえた多角的な検討が必要であると考えている。また、裁判所としては、司法制度改革審議会意見の提言に基づき、司法研修所の管理・運営について、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声を反映させる仕組みを設けることを考えているが、このような態勢を活用しながら、新しい司法修習の充実を図るため、より具体的な制度設計を進めてまいりたい。

今回は、そのような事情等を考慮しつつ、司法修習の期間を1年程度とすることを想定して、司法修習の内容等についてご説明したい。

第2 新しい司法修習の内容

1 新しい司法修習の構成

新しい司法修習においては、実践的、臨床的な法律実務家を養成するという観点から、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的紛争の解決あるいは予防のための基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）の養成に焦点を絞った教育を行う。

新しい司法修習は、実践的実地教育である実務修習を中核とし、これを補完する体系的実務教育である集合修習を有機的に連携させるため、分野別実務修習・総合型実務修習・集合修習を効果的に組み合わせて行う。

法科大学院において実務との架橋を意識した法理論教育が行われることを前提として、前記のような司法修習体制の整備を図ることにより、1年程度の期間でも効果的な司法修習を実施することが可能である。

先の検討会でも述べたように、新しい司法修習においては、法曹の職域が拡大していく可能性を踏まえ、法科大学院での教育や継続教育との役割分担に配慮しつつ、法廷活動以外の活動分野も視野に入れた幅広い法曹の活動に共通して必要とされる基本的な能力、すなわち、法的紛争の解決あるいは予防のための「基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）」の養成に焦点を絞った教育を行うことを考えている。

そして、新しい司法修習の内容については、法科大学院で実務との架橋を意識した法理論教育が行われることを前提に、生きた事件の運用を体験的に学ぶ実務修習を中核として位置付け、実務修習と司法研修所で行う集合修習とを有機的に関連させ、次のような構成とすることを考えている（資料1参照）。

- (1) 新しい司法修習は、まず、各実務庁会における分野別実務修習から開始し、司法修習生が生きた事件に直接接することにより、実務のエッセンス

を体得する実践的実地教育を行う。分野別実務修習は、弁護、検察、民事裁判、刑事裁判の4つの分野について行う。これは現在の実務修習の枠組みと同様であるが、法曹それぞれの立場に立って、法曹実務に必要とされる能力、基本的技能等を養うという点で極めて効果的な教育方法であり、豊富な教育実績があるので、新しい実務修習においても基本的な枠組みとする。

その期間については、司法修習期間を1年程度に想定した場合には、各分野を2か月ずつとし、合計8か月とすることを考えている。

- (2) 分野別実務修習の後に、各実務庁会において総合型実務修習を行う。総合型実務修習は、分野別実務修習の深化と補完を図るため、司法修習生の志望や修習実績等を踏まえ、専門的・先端的領域等における多様な活躍の素地を与えることも視野に入れて、様々な形で法曹の実務を総合的・選択的に体験していく実践的教育プログラムである。

その期間については、司法修習期間を1年程度に想定した場合には、2か月とし、同時期に実施する集合修習(2か月)と交互に組み合わせて実施することを考えている。

- (3) 分野別実務修習の後に、司法研修所において、集合修習を行う。集合修習は、実務の体験を理論的・体系的に整理し、法律実務家としての基盤を強化することを主眼とする。併せて、分野別実務修習では実際に経験する事件等にばらつきがあり、必ずしも標準的な法律実務を広く体験できるとは限らず、また、個別指導が中心となるため、指導にもばらつきが生ずる面を否めない。集合修習は、このような観点から、司法研修所教官が精選された教材に基づき、体系的で汎用性のある実務教育を行う課程である。

その期間については、司法修習期間を1年程度に想定した場合には、2か月とし、前記のように、総合型実務修習と交互に組み合わせて実施することを考えている。また、このように、司法修習生を2班に分けた修習課程を採用することにより、司法研修所における集合修習の受入れ数を倍増することができる。

- (4) 新しい司法修習の構成については、前記のように考えているが、後述するように、新司法試験実施後の移行措置期間においては、短期間における司法修習生の増加、教育的な素地の異なる司法修習生に対する並行的な指導の必要などの事情があることから、これに対応するために暫定的な体制をとる必要があり、また、将来的な養成数の変化等に応じて、その実施体制について柔軟かつ多角的な検討をしていく必要があると考えている。

2 新しい実務修習

新しい実務修習は、分野別実務修習を中心とし、これに総合型実務修習を組み合わせて実施する。

分野別実務修習は、各実務庁会において、弁護修習、検察修習、民事裁判修習、刑事裁判修習の4つの分野に分け、実際の事件処理の中で、現役の弁護士、検察官、裁判官による個別的で実践的な指導を行う。

総合型実務修習は、各実務庁会において、司法修習生の志望や修習実績等を踏まえて、分野別実務修習を補完する修習、分野別実務修習では体験できなかった分野の修習などを、司法修習生が主体的に組み合わせて修習計画を立てて行う。

- (1) 前記のとおり、新しい司法修習では、まず、分野別実務修習から開始し、その後に、総合型実務修習と集合修習を交互に組み合わせて行うことを考えている。

- (2) 分野別実務修習は、各実務庁会において、実際の事件処理の中で、現役の弁護士、検察官、裁判官が個別的で実践的な指導を行い、これを通じて司法修習生に実務的な知識、技能等を修得させるものである。この分野別実務修習の手法と内容は、現行の実務修習と同様のものであるが、現行の修習において大きな教育効果を収めているのみならず、法律実務家養成の

手法として多くの国で採られているものであり，新たな司法修習に相応しい改良と工夫を重ねていきたい。

すなわち，前記のとおり，新しい司法修習においては，法曹の活動に共通して必要とされる基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）の養成に焦点を絞った教育を行うことから，分野別実務修習においても，事件処理に当たって法曹に要請される最も重要な能力ないし技能である，法的分析，事実認定の能力の養成に重点を置いた指導を行うこととしたい。裁判修習を例にとれば，法廷実務における技術的・形式的な事項の対応（判決書に特有の形式的要件，記載方法等）にとらわれず，事実認定に至った思考過程や争点に対する判断のポイントを文章化するなどの工夫を講じていくことを考えている。法廷実務における技術的な事項等に関する教育は，法曹資格取得後の継続教育に委ねることとしたい。

分野別実務修習の更に具体的な教育内容，教育手法，実務庁会における受入れ態勢の工夫等については，今後，平成18年の新司法試験合格者の受入れに向けて，現に実務修習を担当している法曹関係者等の協力を得て検討していく必要があるが，前記のような指導方針に立てば，例えば，分野別実務修習の期間が現行の各3か月（合計12か月）から各2か月（合計8か月）に短縮されたとしても，新しい司法修習が目指す教育効果を十分に達成できるものと考えている。

- (3) 総合型実務修習は，分野別実務修習を一通り体験した後に，各実務庁会において，その教育効果の深化と補完を図るため，司法修習生の志望や修習実績等を踏まえ，法曹としての多様な活躍の素地を与えることも視野に入れて，司法修習生の主体的な設計と選択に基づいて，様々な形で法曹の実務を体験していくものである。

総合型実務修習の内容は，分野別実務修習を補完するもの，分野別実務修習では体験できなかった分野を修習するものを基本とし，このような修習メニューの中から，司法修習生が主体的に選択して組み合わせる修習計画を立てる。例えば，については，弁護士事務所，検察庁，裁判所において，特定の事件の進行経過や処理に沿った断続的あるいは集中的な

修習を行うこと等が考えられ、については、民事執行、保全、破産、行政等の分野の裁判修習、渉外事務所、企業法務、公的機関における法務等の分野の修習が考えられる。また、については、司法修習生が、法曹としての多様な活動の素地を得るのに相応しい分野の修習先を自ら選定することができるようにしたい。

- (4) 総合型実務修習を行うことにより、新しい司法修習に相応しい教育内容の多様性が得られるとともに、司法修習生の多数が弁護士になることに対応して、弁護士実務により比重を置いた実務修習を行うことも可能になる。また、総合型実務修習を集合修習と交互に組み合わせて行うことにより、集合修習の受入れ数を倍増させることができるという制度設計上の副次的効果もある。

総合型実務修習の具体的な内容や実施方法等については、このような基本的な方針に基づき、引き続き検討したいと考えている。

3 新しい集合修習

新しい集合修習は、分野別実務修習の後に、司法研修所において、分野別実務修習を補完し、実務で求められる一定レベル以上の体系的で汎用性のある能力を身に付けさせる教育を行う。

集合修習の教育内容は、標準的な事件を素材にした精選された教材に基づき、起案、講評、討論等を行うことを中心とし、また、科目間の有機的連携を高めることにより、法曹の活動に共通に必要なとされる法的思考・分析能力、事実認定能力、説得的な表現能力等の養成に重点を置いたものとする。

集合修習は、民事弁護、刑事弁護、検察、民事裁判、刑事裁判の各科目を基本とし、70人程度のクラス編成の下で、実務経験豊かな弁護士、検察官、裁判官である教官が指導に当たる。

- (1) 新しい司法修習における集合修習は、司法修習生が分野別実務修習において、各分野の実務を一通り体験した後に、こうした実践的知識を整理し、体系的で汎用性のある能力を身に付けさせることを主眼として、併せて、それまでの教育効果のばらつきを是正して、分野別実務修習を補完する教育を行うものとする。

現行の司法修習では、実務修習の導入のための前期集合修習、総仕上げのための後期集合修習という枠組みを採り、前期集合修習においては、基礎的法理論を補充する教育や、要件事実で代表されるような実務的・実践的な法理論教育を行ってきた。今般、プロセスとしての法曹養成制度が構築される中で、法科大学院において実務を視野に入れた法理論教育が行われ、また、新しい司法修習では、法曹に必要とされる基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）の養成に焦点を絞ることなどを踏まえ、前期集合修習を行わないこととするなど、集合修習の基本的な枠組みを変えることにした。

- (2) 新しい集合修習においては、今後、法曹が法廷活動以外の分野においても幅広く活動することを視野に入れて、これらの法曹の活動に共通して必要とされる基本的な実務能力の養成に重点を置いた教育を行う。

集合修習は、民事弁護、刑事弁護、検察、民事裁判、刑事裁判を基本科目として、体系的な実務法律教育を行う。また、70人程度のクラス編成の下で、基本科目の分野について実務経験豊かな弁護士、検察官、裁判官である教官が指導を担当する教育態勢をとることを考えている。

各基本科目とも、司法修習生全員が既に8か月の実務を体験していることを前提とし、生きた素材をベースとした教材による起案を行い、これに対する講評、教官や司法修習生との討論等を行う教育方法を基本とし、法的思考・分析能力、事実認定能力、説得的な表現能力などの実務能力を修得することに焦点を絞ったカリキュラムに基づく教育を行う。

より具体的に言えば、裁判科目を例にとると、判決書作成における形式的・技術的な事項をできる限り捨象し、教材の事案の法的構成や事実認定に関する問題点を分析・検討させて、その結果を文書（一種のリサーチペ

一時的なもの)に作成させ、教官がこれに個別の添削・講評を加えた上で、司法修習生との間で討論の機会を持ち、必要な指導を行うことを考えている。

- (3) このような教育内容は、現行の後期集合修習の組立てを参考とし、これまで蓄積してきた教育のノウハウを活用して実施することとなるが、法的紛争の実態に応じ、民法・刑法といった伝統的な基本法に関する法的紛争の解決等に役立つだけでなく、専門的・先端的な領域における法的紛争の解決等にも応用され得るよう検討していきたい。

また、できる限り基本科目間の融合を図り、連携を強化したい。例えば、民事弁護・民事裁判について、ある民事紛争の事案に基づき、一方の当事者サイドの資料を基に、当事者の立場で、主張構成、証拠収集、紛争解決の方針を検討するという演習、反対当事者サイドの資料等を追加した上で、判断者の立場で、主張整理、証拠判断、判断の論理構成、和解の方針等を検討するという演習を組み合わせるなどを行うことなどが考えられる。

- (4) 集合修習における更に具体的な教育内容、教育手法の工夫等については、今後、平成18年の新司法試験合格者の受入れに向けて、現に集合修習を担当している司法研修所教官等の協力を得て検討していく必要があるが、前記のような指導方針に立てば、例えば、司法修習の期間が1年程度に短縮されることに伴い、集合修習の期間(実質的に教育を行う期間)が2か月に短縮されたとしても、新しい司法修習が目指す教育効果を十分に達成できるものと考えている。

- (5) 平成16年に司法試験合格者数が1500人に増加される予定であることから、裁判所は、平成17年春に入所する司法修習生の増加に対応するため、司法研修所の物的態勢、人的態勢の整備を図るべく準備を進めている。

前記のとおり、集合修習は、分野別実務修習の後に、総合型実務修習と交互に組み合わせて実施することを考えている。このように、司法修習生

を2班に分けた修習課程を採用すれば，1500人の集合修習態勢（司法研修所の物的人的態勢）を効率的に活用することができる。

第3 新司法試験実施後の移行措置期間における司法修習の在り方

移行措置期間における新しい司法修習は，法科大学院教育の充実度等を勘案しつつ，当面，実務修習への導入教育に関する何らかの暫定的措置を講ずる。

移行措置期間においては，新しい司法修習（新司法試験合格者に対する司法修習）が開始されるとともに，現行の司法修習（旧司法試験合格者に対する司法修習）が並行して行われるため，両司法修習ができる限り効果的に行われるよう，暫定的な特例措置を講ずることが不可欠である。

（1）新しい司法修習は，前記のように，法科大学院における実務を視野に入れた教育の成果等を受けて実施することになるが，法科大学院の設立当初は，その教育内容も未だ成熟過程にあると思われる。このようなことから，実務修習を中核とする新しい司法修習を実効的に実施するため，移行措置期間においては，当面，修習の開始に当たり，実務修習に向けた何らかの導入教育を実施することとしたい。

（2）平成18年から法科大学院修了者に対する新司法試験が実施される一方，平成22年までは現行の司法試験が並行して実施されることとされている。それぞれの司法試験合格者は教育的な素地が異なる上，これに対応する各司法修習の開始時期も異なることとなるため，この移行措置期間においては，新しい司法修習と現行の司法修習が，開始時期を異にしながら，修習期間が大きく重なりつつ，並行して実施されることになる（資料2参照）。

移行措置期間における各司法試験の合格者数の推移は，現段階では明ら

かではないが、平成22年度の司法試験合格者数3000人という目標に向けて、両司法修習の養成者（司法修習生）の合計数が短期間に急速に増加することが予想される。

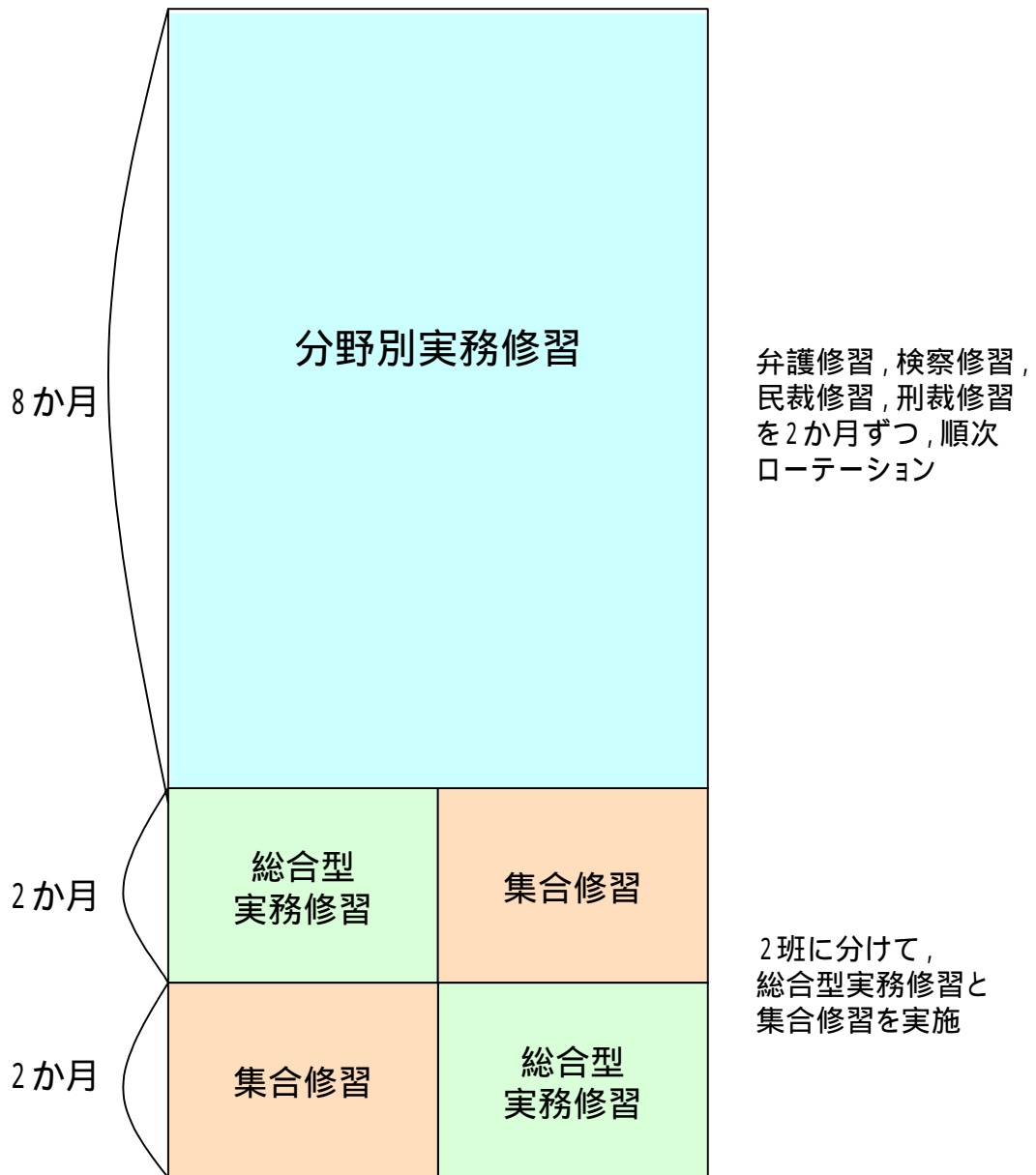
そのため、移行措置期間における司法修習は、教育指導内容と教育指導態勢の両面から実施上の課題に直面することになる。特に、集合修習及び実務修習に関する限られた教育指導態勢の中で、司法修習生の教育的な素地の違いに対応して、同時期に異なる教育指導を本来通りの形で行うことは實際上困難であり、却って全体としての教育的効果を損なうおそれが強い。

(3)ところで、新しい司法修習においては、前記のとおり、分野別実務修習、総合型実務修習、集合修習を組み合わせることを考えている。しかし、移行措置期間においては、各集合修習・実務修習の重なりをできる限り避けるとともに、実務庁会の教育指導上の負担を軽減するための工夫をする必要がある。

(4)現行の司法修習の期間は、1年6か月とされ、前期集合修習3か月、実務修習12か月、後期集合修習3か月という構成が採られている。現行の司法修習は、司法修習生に対する教育効果に配慮して構成された合理的な内容となっていることは言うまでもない。

しかし、制度改革に伴う移行措置期間においては、前記のような異例の状況に対応するため、限られた教育指導態勢の中で現実的な次善策を講ずることが必要かつ合理的であり、現行の司法修習の期間を短縮する等の特例措置について検討する必要がある（例えば、その期間を1年程度に短縮することなど）。また、このような特例措置を講ずる場合には、何らかの教育上の補完措置を講ずる必要があると考えている。

新しい司法修習の構成



移行期における司法修習の重なり

